

＜別表1＞『認定』のための添付書類一覧表

『被扶養者（異動）届【扶養追加1/2・2/2】』のほかに、下記の書類が必要です。
 なお、扶養者認定審査上、必要に応じて他の書類の提出を依頼することもあります。

被保険者との続柄		添付書類		① 配偶者の収入に関する証明書	② 子の収入・無収入に関する証明書	③ 学生証コピー 又は 在学証明書原本	④ 世帯全員の住民票 ※コピー不可 ●注1	⑤ 戸籍謄本 又は 婚姻受理証明書原本 ※コピー不可	⑥ 健康保険資格喪失証明書 ※国民健康保険加入の場合は 退職証明書原本 ※共済組合加入の場合は 退職辞令コピー ●注2	
		△ ●注3	○	○	○	○	○	○		
配偶者	無職・無収入 <small>（雇用保険（失業手当）受給終了の場合は受給資格者証の写しを添付）</small>							△ ●注3	○	
	収入がある場合	○						△ ●注3	○	
	内縁関係	○				○		○ <small>本人+対象者</small>	○	
子供	配偶者が扶養に入っている	高校生以下の者							○	
		上記以外の学生 <small>（大学生・専門学校生・予備校生など）</small>		○	○				○	
		15歳以上の学生でないもの		○					○	
	配偶者が扶養に入っていない	高校生以下の者	○ ●注4						△ ●注3	○
		上記以外の学生 <small>（大学生・専門学校生・予備校生など）</small>	○ ●注4	○	○				△ ●注3	○
		15歳以上の学生でないもの	○ ●注4	○					△ ●注3	○
（離婚・未婚・死別のため配偶者がいない場合、①不要）										

被保険者との続柄		添付書類		⑦ 世帯全員の住民票 ※コピー不可 ●注1	⑧ 対象者の収入・無収入に関する証明書	⑨ 学生証コピー 又は 在学証明書原本	⑩ 対象者の収入に関する証明書	⑪ 対象者の両親の収入に関する証明書	⑫ 同居者の収入に関する証明書	⑬ 戸籍謄本 ※コピー不可	⑭ 1ヵ月分の送金証明 ※別居の場合 認定後2ヵ月分の送金証明を後日提出	⑮ 健康保険資格喪失証明書 ※国民健康保険加入の場合は 退職証明書原本 ※共済組合加入の場合は 退職辞令コピー	
		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
被保険者の三親等内の親族	父母（養父母）・祖父母・曾祖父母	○	○				○		○	○	○	○	
	配偶者の父母・祖父母・曾祖父母 <small>（別居の場合申請不可）</small>	○	○				○		○	○	△	○	
	弟・妹・兄・姉	高校生以下	○					○	○	○	○	○	○
		上記以外	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	伯父・伯母・叔父・叔母 <small>（別居の場合申請不可）</small>	○	○				○		○	○	△	○	
	孫・曾孫・甥・姪 <small>（曾孫・甥・姪は別居の場合申請不可）</small>	高校生以下	○					○	○	○	○	○ 孫	○
		上記以外	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
配偶者もしくは内縁の配偶者の父母・子 <small>（別居の場合申請不可）</small>	○	○				○		○	○	○	△	○	

●注1：「④/⑦世帯全員の住民票」（マイナンバーのみ省略、続柄等その他項目は省略不可）3カ月以内に発行のもの

※認定対象者の方が外国籍の場合

住民登録済・・・世帯全員の住民票（続柄・対象者の在留資格・在留期間入・コピー不可）を提出

住民登録未・・・対象者の在留カードの画面コピーと世帯全員の住民票（続柄入・コピー不可）を提出

●注2：「⑥健康保険資格喪失証明書」が不要な場合

→1. 子の出生 2. 被保険者本人の入社に伴う扶養申請で、入社前も被保険者の扶養だった場合 3. ソニー健保内の扶養変更の場合

4. 扶養申請前まで対象者がソニー健保の被保険者だった場合（以前の保険証の記号一番号を異動届「その他/備考」欄へ記入）

●注3：扶養申請事由が婚姻または事由発生日近くに婚姻した場合の他、配偶者の「①」や「⑥」の証明書類の氏名が旧姓表記の場合*にも本人様確認として提出が必須

*この場合、対象者の旧姓が併記されたマイナンバーカードのコピー（個人番号はコピー不要）または住民票（コピー不可）でも可。

●注4：被保険者の配偶者がソニー健保の被扶養者でない場合（夫婦共働き）、夫婦のうち収入の多い方の扶養に入れる必要があるため、配偶者の収入証明の提出が必須

※根拠：厚労省通達「夫婦共同扶養の場合における被扶養者認定について」（令和3.4.30保険発0430第2号・保国発0430第1号通知）